

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画書を1月間公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、令和2年7月2日までに、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

令和2年5月19日

静岡県知事 川勝平太

- 1 産業廃棄物処理施設設置予定者の名称及び所在地
株式会社アーバン環境
静岡県三島市梅名11番地の1
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
- 3 処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
ゴムくず
- 4 産業廃棄物処理施設の設置場所
静岡県御殿場市神山字大野原1925番1989 外23筆
- 5 縦覧の場所
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
静岡県東部健康福祉センター環境部廃棄物課（〒410-8543 沼津市高島本町1番3号）
- 6 縦覧の期間及び時間
令和2年5月20日から令和2年6月19日まで
縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 7 意見書に記載すべき事項
 - (1) 生活環境の保全上の見地からの意見
 - (2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - (3) 産業廃棄物処理施設設置予定者の名称並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所
- 8 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
 - (2) 提出先 縦覧場所と同じ。